

農業委員会だより

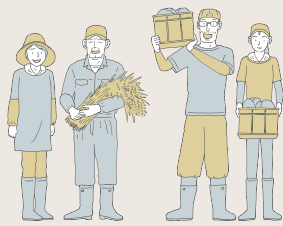
田原市農業委員会 / ☎ 23 3519 FAX 22 3817



賃借料を決める目安に！
農地の賃借料情報を提供します

令和5年1月～12月に締結された年間賃借料水準は、次のとおりです。

市全体の平均と、各地域の実勢に合った金額をお知らせします。
(米などの収穫物による支払い案件は含まない/平均額を大きく上回る、または下回る案件は除く)
※この賃借料はあくまで参考額です。実際の賃借料を決める際は、当事者間の話し合いで決定してください。



●田(水稲)の部 (10a当たり)

地域	最低額	最高額	平均額
田原	3,300円	10,000円	6,700円
赤羽根	4,200円	18,000円	10,100円
渥美	4,600円	10,000円	7,800円
田原市平均			7,700円



●畑(ハウス敷地)の部 (10a当たり)

地域	最低額	最高額	平均額
田原	35,700円	112,400円	89,000円
赤羽根	28,700円	125,000円	58,600円
渥美	74,500円	242,100円	167,400円
田原市平均			96,700円

●畑の部 (10a当たり)

地域	最低額	最高額	平均額
田原	6,600円	23,600円	17,300円
赤羽根	6,200円	27,000円	16,800円
渥美	9,100円	33,900円	20,500円
田原市平均			17,600円

「ヤミ小作」はやめましょう

正規の手続きをせずに「口約束」だけで農地の貸し借りをすることを「ヤミ小作」といいます。

ヤミ小作は、農地法違反であるだけでなく、当事者間でトラブルになったり、各種補助制度が活用できなくなったりする恐れがあります。

また、農地を相続する時に、どの農地を誰に貸していたか分からなくなり、相続人が困ってしまうことにもなります。

農地の貸し借りは、必ず農業委員会を通して手続きをしましょう。

農地法などに基づく申請の
締切日が変わります

【対象となる手続】

農地法第3条、4条、5条、
買受適格証明願など

【締切日】

変更前：審査月の5日
変更後：審査月の前月末

【運用開始日】

令和6年4月審査分から

